

奈良市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

月ヶ瀬行政センター地域振興課

監査結果公表日 平成 30 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 18 号）

措置結果通知日 令和 3 年 12 月 1 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 月ヶ瀬梅林の管理について、長年にわたり月ヶ瀬梅溪保勝会に対し、文化財課から補助金が、月ヶ瀬行政センター地域振興課から委託料及び補助金がそれぞれ支払われている。文化財課の補助金は名勝指定地を対象とし、月ヶ瀬行政センター地域振興課の委託料及び補助金はそれ以外の敷地を対象としているが、いずれも月ヶ瀬梅林の保護育成を目的としたものであり、薬剤散布等同じような作業が行われている。これらは内容が似ている上に、執行が複数課にわたっており、かつ、領収書等収支の証憑書類の確認も行われていないため、委託料及び補助金の金額が妥当であるのか、また、二重に支払われている可能性がないのかなどが不明確であった。さらに、前回の定期監査でも指摘しているが、委託契約の仕様書について、業務内容が明確に記載されておらず、今回の監査においても、同じ観光便所の清掃が 2 つの委託契約において行われているなど、一部業務が重複している事例が見受けられた。</p> <p>委託料における仕様書の内容を明確にす</p>	<p>(1) 月ヶ瀬梅溪保勝会に対する補助金について、令和 3 年度まで月ヶ瀬行政センター地域振興課と文化財課の両課から交付していましたが、事務の効率化を図るため、令和 4 年度の予算要求を月ヶ瀬行政センター地域振興課に一本化するよう改めました。</p> <p>また、公園内の観光便所の清掃委託について、委託料の仕様書を変更し、重複を解消しました。</p> <p>今後、適正な執行に努めてまいります。</p>

<p>るとともに、補助金等の重複支給がないよう、領収書等の証憑書類の確認を行い、月ヶ瀬梅林の維持管理に必要な経費を適切に把握した上で、所管課間で対象事項や金額について十分調整を行い支出されたい。</p>	
---	--

月ヶ瀬行政センター地域振興課

監査結果公表日 令和2年12月28日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 令和3年12月1日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 月ヶ瀬梅の資料館における自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可条件から「光熱水費等の負担」の項目を除外していた。</p> <p>奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）第25条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けた者から当該自動販売機の電気料金を徴収されたい。</p> <p>(2) 前回の定期監査においても指摘したが、市道沿いの2件の草刈作業業務委託において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号による随意契約（3者見積）を締結していた。この2件の委託業務は、ほぼ同じ工期であり契約を分ける必要性に乏しく、一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約であった。</p> <p>工期がほぼ同じであることを考えると、競争入札による一括発注の方が経費的に安価になると考えられることから、安易に契約を分割して随意契約を締結することなく、競争入札により公平性と透明性を確保されたい。</p>	<p>(1) 令和3年度から、奈良市公有財産規則第25条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けた者から自動販売機の電気料金を徴収するよう改めました。</p> <p>(2) 令和2年度まで、市道沿いの2件の草刈作業業務委託については、道路維持課から配当替を受け月ヶ瀬行政センター地域振興課において随意契約を締結していましたが、令和3年度から、道路維持課において競争入札による一括発注で執行することに変更し、公平性と透明性を確保しました。</p>

国保年金課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和 3 年 12 月 2 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) 奈良市国保年金システムのシステム修正委託において、受注者から再委託承認申請書が提出されていたが、承認手続を経た書面が存在しなかった。</p> <p>再委託は、委託契約書第 4 条及び奈良市個人情報取扱特記事項第 7 条に規定されているとおり原則禁止となっており、申請内容が妥当である場合に限って書面で事前承認を行う例外的なものであり、書面による手続がなされていなければ、再委託先において個人情報の取扱いに事故があった場合、責任の所在が不明確となりかねない。</p> <p>また、受注者とは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、競争入札に適しないものとして随意契約を締結していることから、再委託を承認する場合はより一層厳格な審査が必要となる。</p> <p>これらのことから、受注者から再委託の申請があった場合、市は申請内容が妥当であるか、再委託の理由が随意契約の趣旨と矛盾しないかといった点について適切に審査を行った上で、承認する際には契約書等に基づき書面にて事務手続を行われたい。</p>	<p>(2) 奈良市国保年金システムのシステム修正委託における再委託の承諾行為については、同契約書第 4 条に基づき、再委託（変更等）承諾申請書の提出を受け、審査した結果、妥当であるとの判断をしたため、承諾行為を実施しました。指摘をいただいて以降、同様の事例があった場合には、書面で事前に承認し、契約時点で適切に事務処理を行っていません。</p>

市民課

監査結果公表日 令和元年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 3 年 12 月 24 日

[監査の結果]	[措置の内容]
---------	---------

<p>レジスター・漢字スリッププリンタ賃貸借契約の関係書類を査閲したところ、借り受けた機器の整備、保守、修理等を契約相手方が行うことが契約書に定められているが、修理作業を契約相手方ではない業者が行っていた。</p> <p>所管課は、発注している業務が契約書に基づいて履行されているかの確認を行い、契約内容と実態が一致する適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和2年3月の点検分から、賃貸借契約書に従い契約相手方業者が点検、保守作業を履行していることを確認するよう改めました。</p>
--	--

教育総務課（伏見南小学校、佐保小学校分）

監査結果公表日 平成30年12月28日（奈良市監査委員告示第18号）

措置結果通知日 令和3年12月24日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>市立小中学校においてはPTA等からの寄附による備品が多数存在する。各学校は寄附の申出があれば教育委員会事務局に通知し、事務局が寄附採納の事務手続を行った上で、学校側は寄附を受け入れており適切に処理されていた。そこで、寄附による備品を所有している学校の備品管理台帳を確認したところ、購入された備品については登録されていたが、寄附による備品については登録されていないものがあつた。寄附により受け入れた備品も、購入による備品同様に大切な市の財産であることから、過去に手続が漏れていた備品も含め、備品管理台帳に登録を行うことはもとより、備品ラベルの貼付を行うなど備品を適正に管理されたい。</p> <p>また、教育委員会においては、各学校の寄附採納の事務手続を行い実態は把握されていたものの、各学校での備品登録の処理については漏れているものがあつたことから、寄贈品を含めた備品の適正な管理について指導を徹底されたい。</p>	<p>寄附による備品について、備品管理台帳に登録されていないものがあつたとの指摘を受け、令和元年9月に登録及び備品ラベルの貼付をし、指摘事項の改善をはかった。</p> <p>また、令和2年度に、備品登録の漏れを防ぐため「寄附採納の手続きマニュアル」を作成し、以前から存在する寄附物品についても登録漏れがないかを確認するよう各学校に通知した。さらに、令和3年度において、過去5年分の寄附採納の事務手続を行った分について、備品登録漏れがないか確認し、登録を行った。</p> <p>また、令和3年度からは、教育総務課において寄附採納一覧表を作成し、寄附を受けた物品のうち備品登録すべきものについて各学校からの報告漏れがないかを確認をしている。</p> <p>今後については、備品管理台帳を整理の上、学校に向けて備品と台帳の照合に関する指針を発出するとともに、各学校における膨大な数の備品の現物確認についても、新型コロナウイルス感染症拡大の状況と教職員等の負担を鑑みながら、複数年かけて全校で実施するよう、寄贈品を含</p>

	めた備品の適正な管理について指導を徹底していく予定である。
--	-------------------------------

教育施設課（教育総務課分（指摘時））

監査結果公表日 令和元年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 3 年 12 月 24 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 教育財産使用許可全 150 件の関係書類を査閲したところ、教育財産使用許可申請書が提出されていないにもかかわらず、教育財産使用許可書を発行している事例が 1 件あった。また、奈良市教育財産管理規則第 2 条第 2 項で、使用料の減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を明らかにした書面（以下「減免理由書」という。）を添付しなければならないという旨が規定されているが、減免理由書が添付されていないにもかかわらず、使用料が減免されている事例が 83 件あった。</p> <p>申請書の提出なく使用許可を行うことは、たとえ 1 件であっても不適切である。加えて、減免は例外的措置であり、その必要性について十分に審査する必要がある。減免理由書は、減免申請を審査する際に必要不可欠な重要書面であることから、同規則第 2 条及び第 4 条に則り、所管課は必ず申請書を受領し、また、申請者が減免を受けようとする場合は減免理由書も必ず提出を受け、使用許可及び減免決定について、適正に審査されたい。</p> <p>さらに、申請書に申請日が記載されていない事例が 51 件見受けられた。</p> <p>申請日は許可審査にあたり重要な情報であることから、必ず申請日が記載された適正な申請書を受領されたい。</p>	<p>(1) 令和 2 年度から、奈良市教育財産管理規則第 2 条の規定に基づき、使用許可申請書に加え、減免理由が記載された減免申請書の提出を受け、申請日が記入されていることを確認した上で、使用許可及び減免決定について適正に審査を行うよう徹底しました。</p>